

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条の規定によつて、次のとおり土地
立入りの許可をした。

令和六年七月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 起業者の名称

中国電力ネットワーク株式会社

二 事業の種類

六六kV 輻線 No. 二六〇三二ほか一線路経年鉄塔建替工事

三 立入りの目的

調査及び測量

四 立ち入ることができる土地の区域

福山市鞆町後地字鬼王七一四八番、七一五〇番、七一五五番、字陰平四五四番一、四五
四番二、四五四番三、五九一番二、六〇一番四、七一八八番一、七一八九番一、七一八九
番二、七一八九番四、七一九〇番一、七一九七番一、七一九八番、七一九九番、七二〇〇
番、七二〇一番、七二〇三番、七二〇四番、七二一二番、七二二四番、字後山七二二八番、
字居屋谷一二一番一、熊野町字永迫甲七六八〇番、甲七六八一番、字段ノ奥甲七八二四番
及び甲七八二五番

五 立ち入ることができる期間

令和六年七月十六日から令和七年三月三十一日まで